

## 令和7年度 第4回千歳市廃棄物減量等推進審議会 結果概要

日時	令和7年11月10日(月)	開始	13:30	終了	15:10
場所	千歳市役所 議会棟 2階 大会議室				
出席者数	委員15名中11名出席	会議の成立	成立		
	途中出席者	0名			
	途中退席者	0名			
事務局出席者	渡邊市民環境部長、倉重環境センター長 <b>【廃棄物管理課】</b> 太田廃棄物管理課長、浦川総務係長、櫻庭総務係主任、稲垣総務係主任 宮城建設計画係長、石村建設計画係主任 <b>【廃棄物対策課】</b> 片山廃棄物対策課長、甲斐廃棄物対策係長				
傍聴者	0名				
報道関係者	0名				

会議録(発言要旨) 別添のとおり

## 令和7年度 第4回千歳市廃棄物減量等推進審議会 会議録（発言要旨）

### 1 開 会

### 2 会長挨拶

唐澤会長より、本日は事務局より2件の審議事項、1件の報告事項があり、審議委員の皆様には円滑な会議の進行に協力をお願いしたいとの話があった。

### 3 議 事

#### (1) 審議事項

##### ① 家庭廃棄物処理手数料の見直しについて

7月31日（木）に市長より諮問のあった、家庭廃棄物処理手数料の見直しについて、これまでの審議を踏まえて会長が事務局との協議を行い、「1 改定の考え方」と「2 手数料の見直し」を答申書案としたことを事務局より説明した。

また、市長に答申する際には、今回の審議会も含めた答申書となることから、「1 改定の考え方」において、「令和7年7月31日と9月8日の2回」を、「令和7年7月31日と9月8日及び11月10日の3回」に変更することを併せて提案した。

#### 《質疑等》

##### (委 員)

「2 家庭廃棄物処理手数料の見直しについて」の「(4) 処理施設に搬入された家庭廃棄物（し尿、浄化槽汚泥及び生活雑排水を除く）を処分するとき。」の表記についてであるが、これは「除く」ではなく「限る」ではないのか。

##### (事務局)

千歳市廃棄物の処理等に関する条例別表1（第29条関係）において、「し尿、浄化槽汚泥及び生活雑排水を除く」となっているが、通常「し尿、浄化槽汚泥及び生活雑排水」は環境センターに搬入することなく直接下水処理しているためである。

そのため、この家庭廃棄物処理手数料の見直しの(4)では「限る」ではなく「除く」との表記としている。

また、「令和7年度廃棄物処理事業概要」の68ページをご覧いただきたい。これは、「千歳市廃棄物の処理等に関する条例」であるが、別表第1の家庭廃棄物処理手数料において、「(4) 処理施設に搬入された家庭廃棄物（し尿、浄化槽汚泥及び生活雑排水を除く。）を処分するとき。」としており、し尿、浄化槽汚泥及び生活雑排水については、その下段に記載しており、昨年度、事業系一般廃棄物・し尿・、浄化槽汚泥・生活雑排水処理手数料の見直しをしたところである。

## 【結 果】

答申書案については、本審議会で委員の承認を得たことから、11月14日（金）に市長へ手交する。

本件とは別件であるが、指定ごみ袋に関連する案件として、廃棄物対策課より、「市民から、指定ごみ袋の結びしろが短く、結びやすいように長くできないか」といった要望があることから、環境センターとしては、結びしろを持ち手と同じ長さまで長くしようと考えている。また、プラスチック製容器包装の白い指定ごみ袋においては、燃やせるごみが約2割弱混入するなど不適正排出が多くあることから、収集段階で存置して適正な排出を促すことが出来るよう、プラスチック製容器包装の白色指定袋を透明にしたいと考えている。この2点の仕様変更について意見聴取を行った。

《質疑等》

（委 員）

町内会のごみステーションの管理をしているが、燃えるごみの中にアルミ缶などが入っている場合などもある。プラスチック製容器包装の袋だけではなく、ほかの指定袋も透明化できなかな。

（事務局）

今回、プラスチック製容器包装の指定ごみ袋のみを透明化するのは、その排出において不適正排出が多く、他の燃やせるごみや資源ごみと一緒に排出されているという報告が多く、それが続いていることから、これを防ぐために透明化しようとするものである。燃やせるごみ及び燃やせないの指定ごみ袋を透明化した場合については、現在の各袋の色は市民の中で、既に定着しているものと認識していること、また、透明化することで燃やせるごみ・燃やせないごみの袋の区別がつきにくくなることから、仕様変更は考えていない。

（委 員）

了承した。

（事務局）

補足であるが、市議会においても同様の趣旨の質問と要望があり、本審議会委員を含め市民の皆様へ意見聴取を行っているところである。

結びしろの延長及び透明化については、今のところコストアップしないとの報告を受けている。

特にプラスチック製容器包装の指定ごみ袋については、見えないことや他の指定ごみ袋と比較して安価であることから、不適正排出を繰り返しているものと考えている。

透明化することで、収集段階で収集業者が不適正排出の判断がしやすくなり、不適正排出の場合、存置することでその排出者に不適であることを認知させるなど指導が容易となることから、前向きに進めていきたいと考えている。

なお、市において1年半分の指定ごみ袋の在庫を確保しており、それが消費されてからの導入となるため、仕様変更を行っても、しばらくは時間がかかることをご理解いただきたい。

(委員)

透明化により不適正排出であると収集しないのか。

(事務局)

現状においても、不適正排出とわかれば一定期間残置することで、住民に適正な排出を促したのち回収しているが、透明化により収集業者が不適正排出かどうか分かりやすくなる効果や判別の改善が期待できる。

## ② 第5次千歳市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて

事務局より「第5次千歳市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて(資料説明)」、「同計画の中間目標年次における取組状況の検証」、「同計画の改訂版(第2版)」、「同計画の改訂版(素案)における新旧対照」「同計画の中間見直しスケジュール」について概要を説明した。

なお、素案説明の前に数値の四捨五入の関係で、他資料と数値が一致していないところがあり、訂正説明をした。(HPの資料では訂正済み)

《質疑等》

(委員)

国においてSDGsとDX(デジタルトランスフォーメーション※デジタル技術(AI、IoT、ビッグデータなど)を導入し、製品、サービス、ビジネスモデル、組織文化などを根本から変革すること)を推進しているが、新政府が政策の見直しを今後実施した場合、即時対応できるのか。

(事務局)

資料2-3のP.3(6)千歳市一般廃棄物処理の計画の位置づけにおいて、「本計画の取組は、市民・事業者・市が相互に連携・共働し、快適で住みよい生活環境を維持するため、持続的発展が可能な循環型社会形成の推進を目的としていることから、SDGsを目指すゴールと共通しており、SDGsの目標達成に向けて貢献することとしています。」と記載しております。

また同資料P.5において「本計画の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。」との記載をしております。

以上のことから、今後についてもこれまで通りSDGsとDXなど国の動向を注視し、廃棄物処理に関連する法律の改正など、大きな変更が生じた場合、必要に応じて随時対応できるものと考えております。

(委員)

リチウムイオン電池による火災が発生した場合、費用が多額になることから、リチウム

イオン電池を回収する際に、市民が持ち込みしたものに対して商品券を提供することなどの検討することで回収率の向上が見込めないか。

(事務局)

市の破砕処理場において、令和4年に発生したリチウムイオン電池による火災があり、その対策として、常時散水を行うことにより発火が起こることがあっても火災までは起きておらず、常時散水対策が有効に機能しているものと考えている。しかしながら、発火が起こった際には施設が一時停止することや点検等が増えることから、間接的な費用の発生はあるものと考えているところである。

そのため、資料2-3P.33 循環型社会の形成に向けた教育の推進において「広報誌やホームページのほかから SNS を活用して、廃棄物の分別排出方法など必要な情報発信を行い、日常的な啓発に努めます。」との記載しており、リチウムイオン電池の不適性排出の改善や火災発生防止につながるよう、現在有害ごみとして回収しているモバイルバッテリーやリチウムイオン電池のほか、リチウムイオン電池が外せない充電式小型家電の回収方法については、検討しているところである。

リチウムイオン電池の回収率を向上する（商品券など）具体的な方法を決定する際には、審議会の皆様にご意見をお聞きしたいと考えている。

(委員)

計画素案等にある、「構築」と「形成」についての違いは何か。

(事務局)

「構築」については、すでにあるものを整理したもので、「形成」については、新しく取組むものとして、表記を使い分けております。

(委員)

資料2-1の「3. 各廃棄物について」において、産業廃棄物の目標値と実績値がだいぶ乖離している状況であるが、どのような理由であるのか。

(事務局)

産業廃棄物においては、計画策定後、民間の産業廃棄物処理場の方が、千歳市の受入れ価格と比較して安価であることが徐々に市内業者に周知されてきたことから、そちらの利用が増え目標値を大きく下回る状況となっていると考えております。

(委員)

資料2-3P.2(4)の最後の段において、「産業廃棄物処分費用」の記載があるが、資料2-4の新旧対照表において記載が漏れている。どちらが正しいのか。

(事務局)

資料2-4新旧対照表の記載漏れであり、資料2-3の素案の表記が正しい。(HPの資料は修正済みを掲載)

(委員)

埋立処分地の延命の話があったが、いつまで受入れできる予定なのか。

(事務局)

このままの受入れのペースと仮定すると、令和 12 年度で処分場がいっぱいになると推測している。

現在、道央廃棄物処理組合では、令和 16 年度の供用開始を目標に最終処分場の選定作業を行っており、それまで現在の埋立処分地を使用できるよう、埋立可能容量を事務手続きで増やすことなど、北海道と協議を行い検討している。

**【結 果】**

他に質疑・意見がないことから、この計画素案をもとに 12 月にパブリックコメントを行い 1 月に基本計画 2 訂を作成し、次回審議会で諮るものとする。

4 報告事項

① 令和 7 年度廃棄物処理事業概要について

事務局より「令和 7 年度廃棄物処理事業概要」の内容について報告を行った。

《質疑等》

なし

5 その他

今後のスケジュールについて、事務局より連絡した。

第 5 回審議会

日 時：令和 8 年 2 月上旬予定（決まり次第審議委員に通知）

場 所：未定

6 閉 会